



写真提供 Getty Images

[論考・コラム・レポート](#)**税・社会保障改革**

October 25, 2019

デジタル・ガバメントに不可欠な2つのこと—API連携と銀行口座付番 連載コラム「税の交差点」第68回

税

社会保障

昨年1月、「デジタル・ガバメント実行計画」が決定され、デジタル技術を活用した新たな行政サービス、政府情報システム予算・調達の一元化やクラウドなどの先端技術の活用に向けた検討が行われている。

デジタル・ガバメントを普及するためには、マイナンバーと、マイナンバーカードの普及を促進することが大前提となる。マイナンバーカードは、電子的な本人確認が可能なICチップを搭載している。これを活用することによってはじめて、「民間」「国民（一人ひとり）」「政府」が一直線につながり、様々な行政サービス・民間サービスが可能になるからだ。

しかし残念なことに、いまだマイナンバーカードの発行枚数は1700万枚そこそこと国民の2割にも満たない状況である。これでは、デジタル・ガバメントどころではない。まずは、カード普及のために、国民がカードを入手しようというインセンティブ、つまりカード入手のメリットを国民に訴えることが必要だ。

現在マイナンバーカード保有のメリットは、身分証明書代わりに利用できることに加え、コンビニでの住民票の写しの取得(コンビニ交付)や、民間利用事例として、銀行との住宅ローンの契約手続きの電子化に活用できること(印紙税の節約)などごくわずかである。これでは役所に出かけて取得するメリットは少ない。

現在政府の打ち出した新たな普及策は以下の内容である。

第1は、来年夏をめどに、マイナンバーカード保有者に「自治体ポイント」を付与するというものである。現在行われている、消費税増税の影響を緩和するためのポイント還元制度が来年6月に期限を迎える。そのあとの景気対策として考えられているのが、マイナンバーカードを活用した「自治体ポイント」の付与である。

第2に、令和3年3月からの、マイナンバーカードの健康保険証利用だ。医療機関にカード読み取りのための端末を配布することなどが検討されている。

あわせて、国家公務員・地方公務員、その家族などにもマイナンバーカードの取得を奨励している。すでに霞が関では、国家公務員の入館証は、マイナンバーカードとなっている。

これらの施策により、令和4年度中に、「ほとんどすべての住民が、マイナンバーカードを保有している」というのが政府の想定となっている。

しかし、「自治体ポイント」の付与というのは、「税金をばらまく」という話で、いかにも品がない。誰がどの店でどう使うのかなど、キャッシュレス還元並みの大騒動が起きそうである。また健康保険証代わりというだけでは、あらたなサービスは付加されないの、インパクトも少ない。もっと必要なことがあるのではないかと。

カード取得はデジタル・ガバメントの第一歩に過ぎず、本当に必要なことは、マイナポータル(国民一人一人に政府が提供するオンラインサービスのポータル)を介して、「民間」「国民」「政府」の3者が効率よくつながることである。そのためにカギを握るのが、API連携である。

「API」とは、「Application Programming Interface」の頭文字で、官、民のそれぞれのソフトウェアを認証し合うことによってつなげていくものである。

すでにこの制度は一部始まっており、税務分野では以下のことが可能になる。

まず、申告に必要な所得控除関連の資料が簡単に入手できる。代表例は医療費控除で、納税者がポータルを通じて保険者から医療情報を取得し、その情報データをe-Taxでの申請に反映できるのである（一部開始）。

さらに、生命保険料控除の証明書、住宅取得資金残高証明書、特定口座年間取引報告書など民間事業者とマイナポータルを連携させれば、紙の提出は不要になる。この点は、令和2年の確定申告から同様の対応を可能とすべく準備中である。

今後、クラウドワーカーと呼ばれる、プラットフォームを通じて仕事を探し働く人が増加すると予想されるが、オンライン上のクラウドソーシングサービス（プラットフォーム）とマイナポータルをAPI連携させれば、働く人にとっては収入情報が容易に入手できるので、そのまま申告（e-Tax）が可能となり、利便性は大きく向上する。

なおこの点については、東京財団政策研究所政策提言「『働き方改革』と税・社会保障のあり方」を参照していただきたい。

すでに来年の申告から、仮想通貨(暗号資産)交換業者が取引データを納税者に直接送付し、納税者が専用アプリで利益を自動計算、e-Taxにつなげる制度が構築されているが、これもAPIでつなげばより簡単になる。

もう一つ必要なことがある。それは、マイナンバーの活用範囲を拡大すること、具体的には、銀行口座（預貯金口座）への付番である。2018年1月にマイナンバーと銀行口座をひも付ける「預貯金口座付番制度」が始まってから1年半が過ぎたが、「義務付け」ではなく「任意」の形で行われているため、遅々として進んでいない。

一方証券口座の方は、「ほふり（証券保管振替機構）」が直接、住基ネットから顧客の個人番号をまとめて取得し、証券会社や株式等の発行者(企業)に提供できる仕組みの導入が進みつつある。

銀行口座（預貯金口座）への付番については、「ほふり」と同様のことを、ペイオフの際に名寄せが必要となる預金保険機構を活用して進めてはどうか。また、口座付番のディスプレイ、例えば付番のない口座の利子所得に対する源泉徴収割合を引き上げることなどを具体的に考えることも有益だ。

銀行口座への付番が進めば、社会保障負担を、フローの所得だけでなくストックの預貯金・資産を勘案する制度に変更できるので、社会保障の肥大化の抑制や能力に応じた負担の公平の確保にもつながる。

API連携の促進によるカード取得メリットの拡大と銀行口座への付番の2つが、デジタル・ガバメントを進めるうえで必要ではないだろうか。



森信 茂樹

研究主幹

研究分野・主な関心領域

租税政策／財政政策／地方財政

研究ユニット

税・社会保障改革ユニット

By the Same Author

同じ研究員のコンテンツ

論考・コラム・レポート



税・社会保障改革

あらためて消費税の意義を考える－連載コラム「税の交差点」第67回

森信 茂樹

September 27, 2019

政策提言・報告書

税・社会保障改革ユニット
政策提言「働き方改革」と
税・社会保障のあり方

税・社会保障改革

「働き方改革」と税・社会保障のあり方

森信 茂樹, 小塩 隆士, 西沢 和彦, 佐藤 主光, 田近 栄治, 土居 丈朗, 小黒 一正

September 2, 2019

論考・コラム・レポート



論考・コラム・レポート

